

名古屋北部民商ニュース

2019年4月15日(月)発行

No.324

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

出足早い、税務調査!? 他民商への紹介続く!!



4月に入って、名古屋北部民商の会員2名から、「知り合いが税務調査になった」と連絡があり、早速、該当する民商に紹介し、入会となりました。

紹介してくれたSさん、Tさんはともに、昨年、税務調査を受け、「民商で、相談しながら、頑張つて終了する」とが出来た」という実感もあり、知り合いからの税務調査の悩みに「それなら、民商へ」と事務所に連絡をくれました。

話を聞くと、ともに調査年度は、平成28年～30年分で、つい先日、申告を終えたばかりの平成30年分も対象年度になっています。

他地域での税務調査ですが、今年10月の消費税増税前の全国的な傾向も考えられます。

お尋ねや税務調査の事前通知(電話)などがあれば、すぐに、支部役員と事務所へ連絡下さい。

また、友人や知人など、税務調査等で困っている人には「民商に相談を」と声をかけて、ご紹介ください。

税務調査になったら

税務調査にあたって納税者に対し「事前通知」することが義務化されました。

民商は税務署との交渉で、事前通知は「文書」で行うよう要求していますが、税務署は、事前通知を電話で行うとしています。

仕事中にかかってくる、落ち着いてメモをすることはできません。税務署員の氏名と所属部門を聞いて、とりあえず電話を切り、すぐに民商へ連絡しましょう。

通常の調査は任意調査

税務調査は、必要のあるときは、法の定めに従って、納税者の承諾を得た上で、税務署員が納税者に質問したり、帳簿書類を検査することが出来る(質問検査権・通則法74条等)ことになっており、通常の税務調査は、あくまで任意調査です。

中小企業法務プラス! ワンポイント

～ 押さえておきたい相続法改正③ ～

昨年7月、約40年ぶりに相続法が改正されました。4回目の今回は、特別寄与料制度の創設についてご説明します。

今までは、「寄与分」という制度があり、相続人が被相続人(亡くなって相続が開始した人)の生前にその療養看護等につとめるなどして、被相続人の財産の維持増加に貢献した場合には、それによって維持増加された財産の価額に当たる「寄与分」を、遺産の中から優先的に受け取ることができました。

しかし、「寄与分」はあくまで相続人だけのもの。相続人以外の親族が無償で介護したり家業を手伝ったりしても対象になりませんでした。たとえば、長男の妻や子(被相続人の孫)には寄与分を受け取る権利がなかったのです。

しかし、今回の改正ではその点が改められ、相続人でない親族も、被相続人の財産の維持増加に寄与した場合には、相続人に対して遺産の中から金銭(特別寄与料といいます)を支払うことを請求できるようになりました。

「親族」に当たるのは、6親等以内の血族(=血がつながっている人、6親等というと祖父母の甥姪の子などが当たります)、配偶者、3親等内の姻族(=配偶者の血族、3親等というと、配偶者のおじ・おば、甥・姪などが当たります)までです。特別寄与料の金額については、当事者の協議で決めることとなりますが、協議で決まらない場合には、家庭裁判所の審判で決めてもらうことになります。

2019年4月

弁護士 裴 明玉 (名古屋北法律事務所)

税務署員の質問検査について「質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」(通則法74条の8)と明記され、税務運営方針も「社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行う」と規定しています。

事前通知の11項目

① 実地調査を行う旨 ② 調査

の日時 ③ 調査の場所 ④ 調査の目的 ⑤ 対象の税目 ⑥ 対象の期間 ⑦ 対象となる帳簿書類その他の物件 ⑧ 調査対象者(納税者)の氏名および住所 ⑨ 調査担当署員の氏名、所属部門 ⑩ ②と③は変更可能であること ⑪ ④～⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問検査などを行うことができること。

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。

会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

